

職務発明制度改正の実務

～特許庁の法改正立案担当者が、報奨制度の変更、退職者との関係等実務上問題となりやすい論点を Q&A 形式で解説～

講師 ^{すぎむらこうじ} 杉村光嗣 氏 杉村萬国特許法律事務所 代表弁護士・弁理士
講師 ^{まつだせいじ} 松田誠司 氏 弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士・弁理士

日時 平成30年11月30日（金）午後1時30分～午後4時30分

平成27年の特許法改正において、職務発明制度に関する大きな改正が行われましたが、同改正法は平成28年4月1日に施行され、現在も改正対応の検討・手続等を行っている企業・団体も相当数あるかと存じます。そこで、当該改正に関する実務上の留意点及び対応について、特許庁の法制専門官経験者であり、本改正およびガイドラインの企画・立案等を直接担当した弁護士2名が解説をいたします。

セミナーでは、特許法の改正内容及びガイドラインの内容を簡単におさらいした後に、実際に職務発明規程を導入または改正する場合に実務上で悩むことが多いと思われる論点について、ひとつひとつ採り上げて解説を加えていきます。講師2名の特許庁内での法制専門官としての立案担当経験や、大規模法律事務所における案件処理経験も踏まえ、他の法改正セミナーにはない、一步踏み込んだ解説をいたします。

1. 職務発明制度の改正の解説

2. 職務発明実務 Q & A ～実務上の諸論点の解説～

最新の企業動向を踏まえ、報奨制度の変更、譲渡証の扱い、ノウハウの扱い、遡及適用の可否、退職者との関係、協議手続の具体的方法等実務上重要な論点について解説

【杉村光嗣氏】2006年東京大学法学部卒業、2008年同法科大学院修了。2009年弁護士登録（第一東京弁護士会・新62期）。2017年2月まで西村あさひ法律事務所。現在杉村萬国特許法律事務所。

2012年～2014年特許庁制度審議室法制専門官として特許法等改正法の企画・立案などを担当。2014年弁理士登録。2013年～2014年工業所有権審議会試験委員（弁理士審査分科会試験委員）。各種産業財産権・著作権・営業秘密その他の知的財産に関連する取引及び争訟、IT・メディア関連法務などを中心に、一般企業法務全般を担当する。

主な著作：『新・注解特許法〔第2版〕』（青林書院、2017）、『実務解説・職務発明——平成27年特許法改正対応』（商事法務、2016）、『平成26年特許法等の一部改正 産業財産権法の解説』（特許庁総務部総務課制度審議室編、2014年）、『平成27年職務発明改正対応の実務上の留意点』（NBL1058号26頁）、『平成26年特許法等の一部を改正する法律の概要』（Law&Technology64号51頁）など。

【松田誠司氏】2002年同志社大学法学部政治学科卒業、2009年神戸大学法科大学院修了。2010年弁護士登録（第二東京弁護士会・新63期）。2015年～特許庁制度審議室法制専門官として特許法等改正法の企画・立案などを担当。2014年弁理士登録。2015年工業所有権審議会試験委員（弁理士審査分科会試験委員）。2016年～情報ネットワーク法学会理事。各種産業財産権・著作権・営業秘密その他の知的財産に関連する取引及び争訟、IT・情報法関連法務を中心に、一般企業法務全般を担当する。

主な著作：『職務発明の実務 Q&A』（勁草書房、2018年）、『実務解説・職務発明——平成27年特許法改正対応』（商事法務、2016）、『平成27年特許法等の一部改正 産業財産権法の解説』（特許庁総務部総務課制度審議室編、2016年）、『小松陽一郎先生古稀記念論文集「特許権侵害争訟の実務——裁判例を踏まえた解決手段とその展望——』（青林書院、2018年）、『平成27年特許法改正による職務発明制度の見直しの概要』（NBL1060号）、『職務発明ガイドライン案の読み方 平成16年手続事例集からの変更点とその趣旨』（Business Law Journal97号）など。

※ 録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会
■後援 金融財務研究会
https://www.kinyu.co.jp

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog : <https://kinyu.co.jp/blog/>

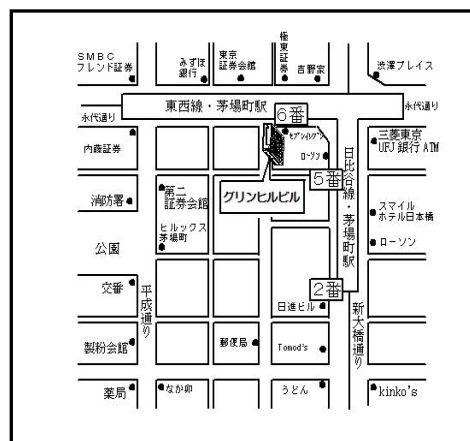


開催日

平成30年11月30日(金)
13:30~16:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)



参加費

1名につき34,600円
(消費税、参考資料を含む)
1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報は、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

FAX 03-5695-8005

職務発明制度改正の実務

11 / 30

◆参加申込書◆

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

*セミナーコード 2265 (Law-302265)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。